

# 手順書:精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

## 37. 抗不安剤の臨時投与(1)(2)

### 【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(不安の程度や継続時間等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、抗精不安薬を投与する

### 【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 不安症状がある患者であって、抗不安薬の投与が必要と判断される患者
- 全身麻酔を受ける小児患者であって、麻酔科外来にて麻酔科医師による術前診察を受け、前投薬が必要と判断される患者



### 【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

- 意識状態の変化がない
- バイタルサインの変化がない
- 基礎疾患の悪化がない
- 自制できない強い不安、企死念慮、他害行為の可能性がない
- 服薬指示を遵守できる理解能力・精神状態

不安定  
緊急性あり  
病状の範囲外



担当医師に直接連絡

病状の範囲内



安定

### 【診療の補助の内容】

- 抗不安薬の臨時の投与
  - ・非薬物的介入によっても不安症状が改善しない場合、薬物的介入を検討する
  - ・薬物的介入が必要な場合、添付文書の用法・容量に基づき投与量の調整を行う  
ヒドロキシジン塩酸塩(アタラックスP)  
ミタゾラム(ドルミカム)  
ジアゼパム(セルシン)など
- 全身麻酔を受ける小児患者
  - ・麻酔科外来にて麻酔科医師による術前診察を受け、前投薬が必要と判断され、事前にミタゾラムシロップ内服の同意書がとられている場合、手術室入室30分前にミタゾラムシロップ0.5mg/kgを飲めるだけ内服投与する



### 【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- 意識状態の変化
- バイタルサインの変化
- 不安症状の有無
- 薬物による副作用の有無

<確認事項>  
異常・緊急性あり



担当医師に直接連絡



### 【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

- 担当医師に直接連絡する



### 【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

- 担当医師に直接連絡する
- 特定行為の実施を診療録に記載する